

タクシー料金助成事業

●交付対象 町内在住で下記1,2のいずれかに該当する方

条件	
1	運転免許証を 持っていない 世帯 概ね65歳以上 または
2	運転免許証を 持っている人が入院・入所している 世帯 65歳未満で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている

●助成金額・・・南関町内のタクシー会社を利用した場合、料金の半額を助成

(他の料金優遇措置を受ける場合は、その額を控除した料金の半額となります)

- 南関タクシー ○福祉タクシーつくし

※福祉タクシーは障害者手帳保有者、介護認定者、乗り降りに介助が必要な人のみ利用できます。

●利用回数・・・一人につき月6回まで (片道で1回とみなします)

●利用区間・・・

【町内】どこでも可

【町外】玉名市・和水町・山鹿市・荒尾市・大牟田市・みやま市の医療機関または介護福祉施設等

※上記市町以外の医療機関の場合、駅・バス停まで利用することができます。(別途要申請)



●有効期間・・・2年以内 (2カ年度ごとに更新手続きが必要です)

●利用登録申請に必要なもの・・・

- (1) 印鑑
- (2) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 (お持ちの場合のみ)
- (3) 対象者証用の顔写真 2.5cm×3.0cm程度 (代理申請の場合のみ)

※本人が来庁される場合は役場で撮影します。

●その他

- ・対象者証は、他人に譲渡したり不正に使用してはいけません。
- ・虚偽の申請、その他不正行為があった場合は、助成金を返還していただきます。

●問い合わせ・申請先●
南関町役場 まちづくり課 まちづくり推進係
TEL0968-57-8501(直通)